

島田市中小企業支援協議会主催の事業承継セミナーの講師をさせていただきました！

平成26年10月23日、島田市役所にて『事業承継の税金について』というテーマで講師をさせていただきました。私は、仕事だけでなく研修会やセミナー等で、たくさんの経営者とお話しさせていただく機会があります。二代目社長も多く、長い歴史をもつ会社も多くあります。会社の歴史が長いと株式が分散していることが多いと思います。（平成二年に改正されるまでは、会社設立に最低7人の発起人が必要でした。そのため、名義を借りてそのまま放置されていることもあります。）また、最近では相続税対策のため毎年110万円以内の贈与を繰り返していることも珍しくありません。こうした株式は、各株主の相続によって、把握しきれないほどに分散してしまうことが考えられます。分散させることによって、相続税の節税には、効果があることはまちがいありません。しかし、会社の株式は、注意が必要です。株式には、通常議決権があります。株式会社の最高意思決定権は、株主にあります。株主同士が良い関係であれば問題ないと思うかもしれません。しかし、会社経営をスムーズに行うためには、後継者が一定割合の株式を保有し、意思決定を行う必要があります。

相続税の節税が目的ならば、110万円以内の贈与は有効な手段です。

事業承継が目的ならば、株式の集中が有効な手段となります。株式の集中には、コスト（税金等）がかかることもあります。しかし、そのコストは、適切な会社運営にはかかせないものです。目的と手段をきちんと考えることが大切になります。

